

※2015(平成 27)年度以降適用

学校法人会計について

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日文科科学省令第15号)が公布され、平成27年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることになりました。

社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが求められています。

こうした趣旨から、収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区別できるようにすること、新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる活動区分資金収支計算書を作成すること等の改正を行うものです。

(25 文科高第 90 号文科科学省私学部長通知「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」から抜粋)

私立学校は、私人の寄附財産等によって学校法人が設立した学校です。

学校法人は、その責務として自主的にその財政基盤の強化を図り、在学する学生に係る修学の経済的負担の適正化を図るとともに教育水準の向上に努めなければなりません。

また、学校法人は、国や地方公共団体などから補助金交付を受けるために、学校法人会計基準に基づく会計処理を行うとともに、計算書類を作成しています。

その計算書類は今日において、在学生や保護者をはじめとするステークホルダーズに対し財務状況を公開し、説明責任を果たすための資料ともなっています。

学校法人会計基準の改正に伴い、2015年度から計算書類が改正され、より分かりやすいものとなっています。

学校法人会計と企業会計の違い

学校法人会計は企業会計と比べ、理解しにくいとよく言われますが、学校法人と企業では事業目的や会計基準等が異なっているためです。

学校法人の収入の大半は学生の授業料と国などからの補助金です。収入は固定的であるのに対し、支出は教育研究の資金需要の制限がないため、予算管理はとても重要です。

学校法人は、教育研究への資金を効果的に配分するものとし、永続的に健全な運営を行っていくため、収支の均衡の状況を明らかにする必要があります。

学校法人会計と企業会計の違いについては、次表のとおりです。

| | 学校法人会計 | 企業会計 |
|--------|---|--|
| 事業の目的 | 教育・研究活動 | 経済活動(利益獲得) |
| 会計基準 | 学校法人会計基準 | 企業会計原則・企業会計基準等 |
| 決算書 | 計算書類 ・資金収支計算書 活動区分資金収支計算書 ・事業活動収支計算書 ・貸借対照表 | 財務諸表 ・キャッシュ・フロー計算書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・株主資本等変動計算書 |
| 会計管理機能 | あり（予算管理、決算管理） | あり（主に決算管理） |
| 受託責任機能 | 教育研究を支援する委託者 ・学費支弁者(保護者等) ・国・地方公共団体 ・寄付者等 | 利益獲得を目的とする委託者 ・株主 ・利害関係者等 |
| 利益測定機能 | なし ただし事業活動収支計算書で収支バランスの測定 | あり ・損益計算書 |

作成する計算書類

学校法人会計基準では、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の3つの計算書類とそれぞれの附属書類及び明細表を作成することが義務づけられています。

学校法人会計基準の改正に伴い、新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる「活動区分別資金収支計算書」を作成すること、経常的な収支と臨時的な収支が事業活動区分ごとの収支状況がわかるように「消費収支計算書」を改めて「事業活動収支計算書」を作成することになりました。

【資金収支計算書】

資金収支計算書は、当該年度（4月1日～翌年3月31日）に行った諸活動に対応するすべての資金の動き（収入と支出の内容）を明らかにし、支払資金の収入及び支出のてん末を表しています。

この資金収支計算書には支出の部に計上する資産運用支出など、外部に資金が流出しない支出が含まれている点に留意が必要です。

なお、資産運用支出は、諸活動に伴う費用ではなく、学校法人が定めた事業に使用するため、その事業目的ごとに資金を積み立てるための支出であり、大学の資産が減少するものではありません。

たとえば、学生の経済的支援のための奨学基金や教育研究活動支援のための科学振興基金などの引当特定資産が該当します。

また、第2号基本金や第3号基本金に対応する収入や支出が明確になるように表示し、資金収支を伴う過年度修正額も「過年度修正収入」、「過年度修正支出」と表示します。

〈資金収支計算書のみの主な勘定科目〉

資産売却収入、前受金収入、その他の収入(〇〇引当特定資産取崩、奨学金回収、預り金受入、仮払金回収など)、資金収入調整勘定(期末未収入金、前期末前受金)、前年度繰越支払資金、退職金支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出(引当特定資産への繰入、その他の支出(預り金支払、前払金、仮払金など) 資金支出調整勘定(期末未払金、前期末前払金)、翌年度繰越支払資金など

〈改正に伴い、変更や新規設定となった勘定科目〉

(名称変更) 事業収入→付随事業・収益事業収入、〇〇引当資産からの繰入収入→〇〇引当特定資産取崩収入、〇〇引当資産への繰入支出→〇〇引当特定資産繰入支出、その他の機器備品支出→管理用機器備品、その他のソフトウェア支出→管理用ソフトウェア支出、次年度繰越支払資金→翌年度繰越支払資金

(統合分割) 資産運用収入と受取利息・配当金収入の一部→受取利息・配当金収入
受取利息・配当金収入の一部(施設設備利用料収入)→雑収入
奨学基金引当特定資産運用収入と〇〇基金引当資産運用収入→第3号基本金引当特定資産運用収入、小科目(受取利息・配当金収入)→大科目(受取利息・配当金収入)

(新規設定) 過年度修正収入、過年度修正支出、デリバティブ解約損支出

【活動区分資金収支計算書】※新規追加

活動区分資金収支計算書は、「資金収支計算書」を3つの活動区分「教育活動による資金収支」、「施設設備等活動による資金収支」、「その他の活動による資金収支」に区分して組み替え、現預金の流れを表した計算書類です。

キャッシュベースでの本来の事業の教育活動の収支状況がわかります。

・「教育活動による資金収支」

資金収支計算書のうち、「施設設備等活動による資金収支」と「その他の活動による資金収支」を除いたものをいいます。

・「施設設備等活動による資金収支」

施設や設備の取得又は売却、資産額の増加を伴う施設や設備の改修等に係る資金収入及び資金支出をいいます。

・「その他の活動による資金収支」

資金調達及び資金運用に係る活動、収益事業による活動や預り金等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出、並びに過年度修正額をいいます。

活動区分資金収支計算書の勘定科目は、「資金収支計算書」の勘定科目をこの3つの活動に区分しています。

〔 特別寄付金収入、寄付金収入、補助金収入、資産売却収入、前受金収入、前期末未収入金収入、調整勘定等(期末未収入金、前期末前受金)
前期末未払金支払支出、前払金支払支出、調整勘定等(期末未払金、前期末前払金) 〕

また、活動区分ごとの調整勘定等の計算課程は資金収支計算書計上額の内訳表を注記します。

【事業活動収支計算書】※従来の「消費収支計算書」を改めたもの

事業活動収支計算書は、当該年度（4月1日～翌年3月31日）の経常的及び臨時的収支を区分して、収支均衡状況を明らかにするものです。

企業会計では「損益計算書」にあたるものです。

事業収支計算書は、企業のように利益を算定するものではなく、収支均衡を目的としています。

3つの事業活動区分「教育活動収支」、「教育活動外収支」、「特別収支」に区分し、経常的な収支バランスと臨時的な収支バランスを表示すること、また、当年度の収支バランスを見るのに適した基本金組入前の収支状況を表示することによって、当年度の収支バランスと長期的な収支バランスの両方が計算書類でわかります。

・「教育活動収支」

経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、「教育活動外収支」を除いたものをいいます。

・「教育活動外収支」

経常的な財務活動（資金調達及び資金運用に係る活動）及び収益事業活動に係る事業活動収入及び事業活動支出をいいます。

・「特別収支」

特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいいます。

〈事業活動収支計算書のための主な勘定科目〉

現物寄付、資産売却差額、資産処分差額、減価償却額（教育研究費、管理経費）、過年度修正額、退職給与引当金繰入額、退職給与引当金特別繰入額、徴収不能引当金、徴収不能額、有姿除却等損失、有価証券評価差額、基本金組入前当年度収支差額、基本金組入額合計、基本金取崩額、教育活動収支差額、教育活動外収支差額、経常収支差額、特別収支差額、翌年度繰越収支差額
（参考）事業活動収入計、事業活動支出計

【貸借対照表】

決算時（当該年度3月31日現在）における資産・負債・基本金及び収支差額を把握するもので、教育研究に必要な財産を適正かつ安全に保持しているかどうかの財政状態を確認するためのものです。

貸借対照表の左側の資産の部は有形固定資産、特定資産、その他の固定資産、現金預金等の流動資産の運用形態を表し、右側の負債の部は借入金や未払金、前受金等、純資産の部は基本金や繰越収支差額とし、保有する資産の調達源泉を表しています。

学校法人会計基準の改正に伴い、

①第4号基本金の金額に相当する資金を年度末時点で保有していない場合にはその旨と対応策を注記します。

②従来の中科目「その他の固定資産」の小科目「〇〇引当資産」は、固定資産に占める割合が大きく用途が特定されているため、固定資産に中科目「特定資産」を新設し、その小科目「〇〇引当特定資産」として表示します。

①の第4号基本金は「恒常的に保持すべき資金」、簡単に述べると「一カ月分のランニングコスト」を計上しています。これを保持していないかどうか、ない場合は対応策がどのようになっているのか、注記されることによって経営状況がよりわかりやすくなっています。